

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成21年10月
公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 下請取引適正化推進講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体，報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、官製はがき又は本要領添付の申込用紙に主催（公正取引委員会又は中小企業庁）、開催日、開催都道府県、出席者氏名、出席者役職名、事業所所在地、事業所名（ふりがな）、電話番号及び電子メールアドレスを記入し、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで開催日の1週間前までに申し込むものとする。ただし、中小企業庁主催の東北、関東、近畿及び九州の各地方経済産業局管内の講習会については、局ホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、官製はがき又は本要領添付の申込用紙に必要事項を記入の上、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで申し込むものとする。

3 その他

- (1) 1事業所当たりの申込人数は、会場の収容数にかんがみ、原則として2名以内とする。
- (2) 講習会の対象は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。
- (3) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。
- (4) 講習会は無料とする。
- (5) 本年度の講習会開催地、開催日、申込先及び申込用紙は別紙のとおりである。
- (6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切るものとする。
- (7) 申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用しない。

下請取引適正化推進講習会申込用紙

主 催 (○で囲んでください。)	公正取引委員会主催 ・ 中小企業庁主催
開催日	月 日 開催分
開催都道府県	
出席者氏名	
出席者役職名	
事業所所在地	
ふりがな	
事業所名	
電話番号	
電子メールアドレス	